

## 安中市住まいりー奨励金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、安中市への移住を促進し、定住人口の増加による地域の活性化を図るため、市内に住宅を初めて取得した上で定住する者に対し、予算の範囲内において安中市住まいりー奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 奨励金の交付に関しては、この告示に定めるもののほか、安中市補助金等交付規則（平成18年安中市規則第44号）に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 台所、便所、浴室及び居室を備え、利用上独立性を有するもので、専ら所有者が自己の居住の用に供するための建築物（併用住宅で延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供しているものを含む。）をいう。
- (2) 定住 市内に住宅を所有し、生活の本拠として当該住宅に居住し、かつ当該住宅の所在地が住所地として住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市が備える住民基本台帳に記録されていることをいう。
- (3) 取得 請負契約又は売買契約により住宅を新築又は購入（相続、贈与及び交換によるものを除く。）し、建物の所有権保存登記又は所有権移転登記を行い、当該住宅の引き渡しを受けることをいう。

### (交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者（以下この条及び第6条第1項において「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和3年1月1日以降に市内の住宅を取得し、かつ、当該住宅を取得する前に市内の他の住宅を取得したことがない者（住宅が共有で取得された場合は、共有者のうちの1人に限る。）であること。
- (2) 第6条の申請をする日までに前号の住宅への定住を開始し、当該申請後も定住を継続する意思のある者であること。
- (3) 市税の滞納がない者（第1号の住宅を共有で取得している場合は、他の共有

者についても同様である者に限る。) であること。

(4) 奨励金又は安中市勤労者住宅建設利子補給条例(平成18年安中市条例第166号)による利子補給金の交付を受けたことがない者であること。

(5) 安中市暴力団排除条例(平成24年安中市条例第26号)第2条第3号に規定する暴力団員等でない者(属する世帯の全ての世帯員についても同様である者に限る。) であること。

(交付対象費用)

第4条 奨励金の交付の対象となる費用は、住宅の新築又は購入に要する費用(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。第5条第1号及び第6条第1項第1号において「住宅取得費用」という。)とする。

(交付額)

第5条 奨励金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 住宅取得費用の3%に相当する額又は5万円のいずれか少ない額で、1,000円未満の端数を切り捨てた額

(2) 別表に掲げる加算ごとの要件に該当するものの加算額を合算した額

(交付の申請)

第6条 奨励金の交付の申請をしようとする者(交付対象者である者に限る。以下「申請者」という。)は、安中市住まいり一奨励金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書又は売買契約書等、住宅取得費用が分かるものの写し

(2) 不動産登記事項証明書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、別表に掲げる加算のうち次の各号に掲げるものを受けようとする申請者は、前項の書類に加え、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。ただし、第2号については、小学生以下の子が同一世帯にいる場合は、この限りではない。

(1) 転入加算 戸籍の附票その他の別表の転入加算の要件に該当することが分かる書類

(2) 子ども加算 申請者又はその配偶者(戸籍上の婚姻関係がある者に限る。以

下同じ。) と子の関係を証明できる戸籍全部事項証明書又は戸籍謄本

(3) 新幹線通勤加算 就労及び新幹線通勤等証明書(様式第2号)及び新幹線定期券の写し等

(申請期間)

第7条 前条の申請ができる期間は、申請者が定住を開始した日から起算して1年以内とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(交付決定)

第8条 市長は、第6条の申請があったときは、これを審査し、適当と認める場合には奨励金の交付決定を、その他の場合には奨励金の不交付の決定をする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、安中市住まいり一奨励金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(奨励金の請求及び交付)

第9条 申請者は、奨励金の交付決定を受けたときは、安中市住まいり一奨励金交付請求書(様式第4号)に必要書類を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する提出を受けたときは、当該申請者に奨励金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第10条 市長は、奨励金の交付を受けた者について定期的に調査を行い、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した奨励金を返還させることができる。ただし、当該者が就労、転勤、進学、災害、病気等においてやむを得ない事情があるものとして市長が認める場合には、この限りではない。

(1) 申請者が属する世帯の全ての世帯員が、第8条の交付決定の日から3年を経過するまでに当該住宅に居住しなくなったとき。

(2) 奨励金の申請の内容に虚偽があるとき。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付決定を取り消したときは、安中市住まいり一奨励金交付決定取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。この場合において、奨励金の返還をさせるときは、安中市住まいり一奨励金返還命令書(様式第6号)により通知するものとする。

(奨励金の返還額)

第11条 前条第1項第1号に該当する者に奨励金を返還させる場合の返還額は、同号に該当することとなった日について次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額（1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 交付決定の日から1年以内の日 奨励金の全額
- (2) 交付決定の日から1年を超え2年以内の日 奨励金の3分の2の額
- (3) 交付決定の日から2年を超え3年以内の日 奨励金の3分の1の額

2 前条第1項第2号に該当する者に奨励金を返還させる場合の返還額は、奨励金の全額とする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(検討)

2 この告示の規定については、この告示の施行後5年を目途として、この告示の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

別表（第5条、第6条関係）

加算	要件	加算額
転入加算	申請者（申請者に配偶者がいるときは、申請者又は配偶者）が本市へ転入（住民基本台帳法第22条第1項に規定する転入によって定住を開始することをいう。）した者であって、当該転入をした日までの3年間に本市が備える住民基本台帳に記録されたことがなく、申請時において45歳以下であること。	5万円

子ども加算	申請時において、申請者（申請者に配偶者がいるときは、申請者又は配偶者）に小学生以下の子（当該子が申請者と同居していない場合にあつては、所得税法（昭和40年法律第33号）又は地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により申請者の控除対象扶養親族となっているものに限る。）がいること。	2万円
空き家バンク加算	取得した住宅が、安中市空家等バンク設置運営要綱（平成29年安中市告示第81号）に基づく登録空家等であること。	3万円
新幹線通勤加算	申請時において、申請者（申請者に配偶者がいるときは、申請者又は配偶者）が県外に通勤するために北陸新幹線安中榛名駅から定期券により新幹線を利用していること。	10万円